

## 三木町教育委員会告示第21号

三木町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月4日

三木町教育委員会教育長 間嶋 浩

### 三木町教育委員会訓令第1号

#### 三木町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

三木町教育委員会公印規程（昭和63年三木町教育委員会訓令第1号）を次のとおり改正する。

第7条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

公印の種類	寸法	保管責任者
三木町教育委員会印	方 21 ミリメートル	教育総務課長
〃	方 30	〃
三木町教育委員会教育長印	方 21	〃
三木町教育委員会教育長職務代行者印	方 21	〃
三木町教育委員会事務局課長印	方 18	〃
学校その他の教育機関の長印	方 21	学校その他の教育機関の長
学校印	方 30	校長
〃	方 45	〃
幼稚園印	方 30	幼稚園長
〃	方 45	〃

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。